

新潟県立高田南城高等学校いじめ防止基本方針

いじめとは「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの（いじめ防止対策推進法）」とされています。また、いじめ類似行為とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの」（新潟県いじめ等の対策に関する条例 第2条の2）とされています。

本校では、すべての教職員が、「いじめ及びいじめ類似行為は、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」という事実を踏まえ、生徒の尊厳を守りながら、いじめのない学校づくりに向けて学校組織をあげて取り組みます。

いじめ防止等の対策のための組織として、「いじめ防止対策委員会」を組織し、保護者、地域、関係機関とも連携しながら、「いじめの起こらない学校づくり」に向け、様々な教育活動とおした未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け組織的に対応します。

本基本方針には、「高田南城高等学校いじめ防止基本方針実践のための行動計画」を設け、教職員はその計画に基づいて基本方針の実践に努めていきます。

1 組織的な対応

- 「いじめ防止対策委員会」を組織し、いじめ未然防止・早期発見・いじめ認知・いじめへの対処等に係る様々な活動を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、速やかに情報共有をし、早期の解決に向け組織的に対応します。
- いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を実施し、すべての教職員の共通理解を図るとともに、具体的対応力の向上を図ります。
- 本基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づけ、いじめの防止等のための取組に係る達成目標を設定するとともに、達成状況を評価し、不断の改善を図っていきます。

2 発達支持的生徒指導

- 生徒一人一人が、意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組めるように「集団づくり」や「授業づくり」への取組を充実させるなど、いじめのない学校づくりに向けた指導の充実を図ります。
- 本基本方針の生徒や保護者への説明や学校HPへの掲載を行い、いじめに対する学校の方針や姿勢の周知を図るとともに、常に方針内容の改善を図ります。
- 生徒への挨拶、声掛け、励まし、賞賛、対話、授業や行事を通じた個と集団への働きかけをとおり、いじめに発展するかもしれない日常のトラブルを未然に防ぐように努めます。
- 人権教育の一層の充実をはかり、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができる」人権感覚の育成を行い、生徒の間で人間関係が固定されることなく、対等で自由な人間関係が築かれるように努めます。
- 生徒の主体的な学習活動を重視し、わかりやすい授業を行い、いじめの背景にあるストレス（「競争的価値観」、「不機嫌怒りストレス」）の緩和を目指します。
- 個別面談をはじめとして、授業やホームルーム、部活動等における生徒観察を意識的に行うことで、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、嘲笑やかからかいなどを放置せず、いじめを見逃さず、早期発見することに努めます。

3 課題未然防止教育

- 「携帯電話・SNS利用安全教室」（保護者向け、生徒向け）や授業、LHR、全校集会等を通じてインターネットのもつ利便性と危険性を理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導します。
- 日頃から生徒との信頼関係を大切にし、生徒がいじめを相談しやすい体制を整えます。
- 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払います。

4 課題早期発見対応

- いじめアンケートや定期的な教育相談等をとおして生徒の声に耳を傾け、生徒の行動を注視し、生徒の些細な変化を見逃さないようにします。
- 日頃から保護者との信頼関係を構築し、保護者との情報共有に努めます。
- 生徒、保護者、地域からのいじめに関する相談・通報の窓口を明確にし、対応します。

5 困難課題対応的生徒指導

- いじめを受けた生徒や保護者の立場に寄り添いながら、必要に応じて、スクールカウンセラー及び外部機関等と連携した対応や支援を行います。
- 生徒の命や安全を守ることを最優先に考え、犯罪行為として取り扱われるべきいじめ問題は、直ちに警察に相談・通報を行います。
- 単に謝罪をもっていじめが解消されたと判断することなく、少なくとも3か月は継続的な見守りを行います。
- 加害者・被害者双方の保護者に対して、学校組織として説明責任を果たしつつ、学校と保護者が協力していじめの解消に向け取り組みます。
- いじめの認知等、いじめへの対処に関する判断は「いじめ防止対策委員会」で行い、委員会を中心に組織的に対応します。
- いじめを受けた生徒の安全を第一に考え、徹底的に守ります。
- いじめを行った生徒については、二度といじめを行うことのないよう、生徒の内面や背景も考慮した指導を行います。

平成31年4月1日 一部改正
令和3年7月30日 一部改正
令和5年6月30日 一部改正
令和6年12月20日 一部改正